



長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等手数料

(手数料は、茨城県収入証紙または電子での納付となります。)

令和6年4月1日(月) から手数料が変わります。

(1) 登録住宅性能評価機関(注1)による事前の技術的審査を受け、確認書等(注2)が交付された場合

総戸数		認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅		14,000円	7,000円
共同住宅等(注3) ※1棟の総戸数(注4)に応じた 手数料になります。	5戸以内	26,000円	13,000円
	6戸～10戸	43,000円	21,500円
	11戸～30戸	72,000円	36,000円
	31戸～50戸	115,000円	57,500円
	51戸～100戸	176,000円	88,000円
	101戸～200戸	300,000円	150,000円
	201戸～300戸	380,000円	190,000円
	301戸～	431,000円	215,500円

(2) (1)以外の場合

総戸数		認定申請手数料	変更認定申請手数料
一戸建ての住宅		68,000円	34,000円
共同住宅等(注3) ※1棟の総戸数(注4)に応じた 手数料になります。	5戸以内	162,000円	81,000円
	6戸～10戸	259,000円	129,500円
	11戸～30戸	513,000円	256,500円
	31戸～50戸	919,000円	459,500円
	51戸～100戸	1,580,000円	790,000円
	101戸～200戸	2,923,000円	1,461,500円
	201戸～300戸	4,177,000円	2,088,500円
	301戸～	5,117,000円	2,558,500円

※申請に併せて建築基準関係規定の審査を受ける場合(法第6条第2項による申出)は、別途確認申請等手数料が必要になります。

(注1) 登録住宅性能評価機関…住宅の品質確保等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関です。

(注2) 確認書等…長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項に掲げる基準に適合することを示す図書です。

(注3) 共同住宅等…一戸建ての住宅以外の住宅(共同住宅、長屋、併用住宅等)をいいます。

(注4) 総戸数…例えば、1棟の総戸数が10戸の共同住宅のうち5戸を申請する場合は、総戸数が10戸のため「6戸～10戸」の区分の手数料になります。